「被災児童生徒就学支援等事業交付金」の継続を求める意見書

「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」は、東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難となった子どもを対象に、当初は、平成26年度までの間に必要な就学支援を行うことができるよう創設され、平成27年度からは、基金方式ではない「被災児童生徒就学支援等事業交付金」として支援が継続されてきました。

交付金による支援を受けている子どもは全国に及び、学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。

よって、国及び政府関係機関においては、平成31年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業交付金」を継続するよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成30年6月28日

岩手県北上市議会

(提出先) 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 文部科学大臣